

東近江市避難行動要支援者避難支援制度 Q&A

Q1. なぜ避難支援等関係者に名簿が提供されるのですか？

A1. 平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することで、いざという時に円滑な避難支援の可能性が高まります。日頃から自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と関係を持つことで、災害時だけでなく普段からの見守りや支援を可能にし、避難行動要支援者にとって安心できる地域生活を送っていただくためです。

平成23年の東日本大震災では、健常者に比べ、高い確率で高齢者・障害者等の命が失われ、日頃からの近隣同士の助け合いや災害時に支援を要する人に対する事前準備が大切であることが明らかになりました。平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村には「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。また、平常時、同意を前提として名簿を避難支援等関係者に提供することが可能になりました。

Q2. 新しく制度の対象になる人はどうやって把握するのですか？

A2. 名簿は、災害対策基本法に基づき、市が福祉関係業務等のため保有する情報から新たな制度対象者を抽出して作成します。

Q3. 年齢は関係ないのですか？民生委員児童委員は高齢者や一人暮らし世帯はよく訪問しても若い人の訪問はあまりされないのでは？

A3. 年齢に関係なく、自力で避難できる人は対象としていません。単に年齢のみを基準とはせず、日常の見守り活動の中で名簿への登録が必要であると思われる人にはお声かけをいただきたいと思います。

Q4. 名簿に登録されたら、災害時には必ず助けてもらえるのですか？

A4. 大規模災害が発生した場合は、避難支援等関係者も被災者となる可能性があります。避難行動要支援者への支援は、あくまで、自分の身の回りの安全を確保したうえで、その時にできる範囲での支援であり、名簿への登録によって災害時の支援を保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、その責任を負うものではありません。この制度は、平常時から同意に基づく名簿を避難支援等関係者へ提供することにより、日頃から近隣での助け合いや見守りに活用いただき、災害発生時の速やかな安否確認や避難行動

の支援等を受けられる可能性を高めるためのものです。

Q5. 名簿に登録された個人情報の漏洩が心配なのですが。

A5. 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者には守秘義務が課せられます。適切な情報管理を図るよう、名簿受領時には、施錠可能な場所への名簿の保管や、必要以上の複製の禁止についての受領書兼誓約書を提出いただく等、必要な措置を講じます。

Q6. 自分で登録を申請できない人はどうするのですか？

A6. 本人が申請できない場合は、家族等が申請することができます。

Q7. 対象から外れていて案内が届かない人にはどのように周知するのですか？

A7. 旧制度の名簿登録者で新制度の対象とならない人に対しては、登録の抹消についての通知を送ります。その中で、避難に支援が必要であり引き続き名簿への登録を希望される場合は、申請されれば「その他、支援が必要と思われる人」として登録が可能なことをお知らせします。また、広報での周知も行います。

Q8. 名簿は更新されるのですか？

A8. 年1回、1月1日を基準日として名簿を更新します。新規対象者情報の整理と同意確認（2月頃）や、既に登録されている方からの登録内容変更・抹消の届出に基づく情報を更新し、年度の初めに同意のあった人の名簿を避難支援等関係者へ提供します。

Q9. 「その他、支援が必要と思われる人」とはどのような人のことを言うのですか？また、その人に支援が必要かどうかは誰が判断するのですか？（どのように把握するか）

A9. 自力での避難や情報の入手が困難で（施設入所者は対象外）、避難支援を必要とする理由があれば、申し出により「その他、支援が必要と思われる人」として登録することが可能です。市、又は民生委員・児童委員にご相談ください。ただし、旧制度では65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象としており、元気な方や家族とともに避難可能な方までが登録されている場合もありました。実効性を高めるため、本当に支援を必要としている方を絞り込むという制度改正の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

また、民生委員さん等が日常の見守り活動の中で、名簿への登録が必要と思われる方や、対象者であるが自分で申請できない方があればお声かけをいただきますようお願いいたします。

Q10. 名簿はどのように活用されるのですか？

A10.

平常時：同意のあった人の名簿を避難支援等関係者(常時提供するのは自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員)に提供することで、支援を必要とする人の把握や、日頃からの見守り、声を掛け合える環境づくりのために活用されます。

災害時：同意の有無にかかわらず、対象者の名簿を必要に応じて避難支援等関係者(消防や警察などにも)に提供します。地域では、まずそれぞれの身の安全を守ることを優先したうえで、安否確認や避難誘導のために名簿が活用されます。避難支援が困難な場合や、危険を伴う救助活動は消防などの専門機関による速やかな救助活動につなげます。

Q11. 民生委員・児童委員と自治会の役割が重なるのでは？

A11. 民生委員・児童委員のきめ細かな見守り活動、自治会・自主防災組織の組織としての対応力などそれぞれの特徴を生かした避難支援体制の構築が可能になります。災害が起こった時に、避難支援等関係者自身が不在であったり、被災者となることも考えられます。複数の避難支援等関係者が連携をとり、地域における多重の支援体制の構築を進めます。

Q12. 自治会未加入者への支援はどうするのですか？

A12. 民生委員・児童委員には、従来同様に自治会未加入者を含む同意者の名簿をお渡しし、見守り活動をお願いすることになります。また、広報などで、災害に備えた地域とのつながりの大切さについても啓発していきます。

Q13. 個別計画は必ず立てなければならないのですか？

A13. 個別計画は、地域での支援体制が整って初めて、本人と避難支援等関係者が連携をとりながら立てるものです。最終的な目標であり、必ず立てなければならないというのではなく、まずは名簿をもとに地域に支援が必要な方がおられる事を把握していただくことが第一です。すぐに支援体制を構築することはできないため、

徐々に助け合いのできる関係づくりを目指していただきたいと思います。個別計画を作成される場合は、名簿と一緒にお渡しする様式をご利用いただけます。

Q14. 名簿は自治会の役員会等でも良いのですか。

A14. 自治会という組織に対して名簿を提供することに同意いただいているため、名簿登録者の支援を考えるための会議や自主防災活動では名簿を出す必要性があれば可能と考えています。(地域によって名簿活用方法にも多少の違いがあるかもしれないため、自治会全体として話し合われる場合のみ)

ただし、名簿受領時の誓約書は、毎年自治会長のみに代表していただくため、自治会役員や自主防災組織の中で名簿を扱う際には個人情報の漏洩がないよう十分に気をつけていただくよう注意喚起をお願いします。

Q15. 以前に配られた名簿は回収するのですか。

A15. 年度当初に更新された名簿をお渡ししますが、その時に以前の名簿は回収します。